

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜市

2 構造改革特別区域の名称

不登校生徒を対象とした「ぎふ・学びの部屋」特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、金華山と長良川という美しい自然に育まれてきた伝統を受け継ぎ、市民相互のつながりを強め、自由と平和を尊ぶまちづくりをめざす、人口40万人を超える中核都市である。平成17年3月には、周辺市町との合併を予定しており、夢と生きがいのもてる豊かなまちをめざしている。

教育においては、一人一人に生きる力を育む指導の充実を期して、自己を見つめる力の育成を軸に、自己のよさや可能性を自ら一層高めていく自己評価力を育むとともに、互いに高め合うことのできる心豊かな人間関係づくりに努め、信頼と情熱を基盤に、「自信と誇りに結ぶ教育」をめざしている。

しかしながら、激変する社会状況や多様な価値観の広がり、人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く状況は年々深刻化し、とりわけ不登校への対応は、教育上の課題にとどまらず本市の課題となっている。

本市の不登校の状況をみると、平成14年度不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒は、小学校で126人、中学校では377人の計503人で、全児童生徒数に占める割合では、小学校で0.57%（全国0.36 岐阜県0.45）、中学校では3.27%（全国2.73 岐阜県2.84）と、ともに県・全国の出現率より高い傾向にある。

本市においては、不登校への対応として、教育相談員の配置、適応指導教室「サルビア」（以下サルビア）の開設、教職員の資質向上に向けての教育相談にかかわる講習や研修会の開催など、諸施策を積極的に行ってきた。その結果、ここ数年、不登校児童生徒数の増加が鈍化し横ばい状態が続いているが、抜本的な対応にはいたっていない。

また、平成15年度より3年間、文部科学省より研究開発学校の指定を受け、不登校対応を図る新たな事業をスタートした。これは、在籍校とサルビアの中間に位置し、より学習指導に重点をおいた連携型分教室（複数校の生徒を対象）を学校の外に設置し、学校復帰を図る適応指導の在り方について教育課程上の研究開発を行うものである。

このように不登校への対応について本市は、長く関心を持ち、その解決に向けて取り組んできた。こうした今までの取組をふまえ、不登校児童生徒の将来的視野に立った自立を支援できるよう本特区における取組を展開していきたい。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では青少年の健全育成を願い、補導機関として昭和39年に「少年センター」を設置した。その中で、昭和56年より教育電話相談業務を開始し、不登校問題が大きく取り上げられた昭和61年には、教育相談業務を整備した。さらに平成8年に「サルビア」を開設し、現在、市内3箇所にサルビアを設置して、不登校児童生徒の適応指導にあたっている。

平成14年度のサルビアへの受理数は70名で、これは本市の不登校数の14%にあたる。サルビアがすべての不登校児童生徒に対応できる場所とはいえない。また、通所者中、学校への復帰者は限られてくる。サルビアには楽しんで通えるけれど、学校には復帰できないケースが見られる。学校においては、サルビアを含めた適応指導教室との連携を図ったり、自校の教育相談室・保健室における指導を工夫したりするなどして、再び充実した学校生活を送ることができるよう、きめ細かな取組を進めている。しかし、適応指導教室と在籍校の学習環境は大きく異なっていることから、生徒が「学校へ復帰しても授業についていけないのではないか」という学習への不安や、「通常の学校生活になじめるだろうか」という集団生活への不安を抱き、不登校の解消を遅延させているケースも少なくない。

特に、不登校中の学習の遅れに対する不安は、学校復帰への大きな障害となっている。不登校になるきっかけは様々であり、その原因は、学校での生活や本人の問題、あるいは家庭における問題等考えられるが、学校生活が教科学習に多くの時間をとり、基礎基本的な学力を身に付けることをめざしていることをふまえると、学習面の改善は不登校への対応を考えると、非常に大きな要素である。

不登校の対応には、教育相談的な心の問題へのアプローチと同時に、不登校児童生徒一人一人の学力状況を的確にとらえ、その学力保障を図っていくことが本人の学校復帰に大きく寄与すると考える。学力を身に付けることに重点を置き、学習に対する自信をもたせたり学ぶ意欲を育んだりすることによって、将来的に真に生きる力につながるようにしたいと考える。

そこで、学校と適応指導教室の中間の性格をもち、不登校生徒の確かな学力の養成や集団生活への再適応を目的とした通級式分教室「ぎふ・学びの部屋」を設置し、学校やサルビアと連携を図りながら、将来的な自立に向けた支援を行う。

その際、次の点の特別な配慮を行う。

- ・憲法・教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標をふまえつつ、一人一人の実態に応じて教育課程の弾力化を図り、学習指導要領によらない個別の編成を行う。
- ・学年によるのではなく、不登校の状況に応じてよりきめ細かな対応を展開する。
- ・「ぎふ・学びの部屋」は、岐阜市立伊奈波中学校に設置し、ただし場所としては「分教室」として学校の外に置く。設置校以外の生徒については、「通級」という形で、学びの場とし、本教室での学習について、在籍する学校の校長の判断により指導要録上出席扱いすることができるものとする。
- ・本教室の教職員について、岐阜市教育委員会による採用を行う。

不登校への総合的な対応にあたっては、現在の不登校児童生徒への治療的な側面と、新たに出さない、あるいは人間関係作りの力を付ける予防・開発的な側面が必要である。

予防・開発的な教育相談については、各学校における教育相談体制の整備、日常的な教育相談の実施、教職員の資質の向上等が必要であり、そのために市の教育委員会として教育相談にかかわる研修・講習会の実施や学校での組織的な対応の在り方についての助言を行っていく。

また、治療的な面の不登校への対応には、個々の生徒の状況をとらえ、一人一人に即して行うことが必要である。前述したように、本市には380名近い不登校生徒(平成14年度)がいるが、生徒の状況を不登校の様態ではなく、対応の在り方から捉えたとき次のように分けられる。

ア 情緒的混乱等で家庭に引きこもり、心理的なケアを中心とした対応が必要な生徒(約3割)

- ・不登校状態が長期に継続し、完全不登校であったり行事しか参加できなかったりする。
- ・年度途中より引きこもり状態に入る。

イ 遊び・非行で欠席し、生活態度の改善を必要とする生徒(約1割)

ウ 生活のエネルギーはあるが様々な理由により欠席が多く、学力の補充等の学校生活への適応を必要とする生徒(約6割)

- ・引きこもり状態ではなく、週1~3日程度出席する。
- ・生活のエネルギーが満たされると継続して登校したり疲れると休んだりする。

本市では、不登校への対応について治療的な側面においては、上記ア~ウについて、次のように対応を図る。

ア、カウンセラーや教育相談員等専門家による面談、家庭訪問を通しての心理的なケアやサルビアでの体験活動を通じた指導により、生活へのエネルギーの蓄積を目的とした適応力を高める指導を行う。

イ、生活の改善を目的とし、岐阜中央子ども相談センター、少年センター(補導・指導係)等での指導や、地域における民生委員・主任児童委員による家庭の支援等、日常的に関係機関との連携を図る。

ウ、学校・学級に位置づくことを目的とし、学校と連携しつつ「ぎふ・学びの部屋」において学力の補充を図る。

今回の「ぎふ・学びの部屋」については、学習の補充により不登校が解消しやすい状況にある、上記類別のウの生徒や学ぶ意思を強く持っている者を対象に、学校と連絡調整を図りながら進めていく。

つまり、不登校傾向で学習に対する不安をもつ生徒が、本人の状況や必要に応じて、「ぎふ・学びの部屋」に通級する。そして、個別の教育課程にもとづいて学習を進めることで学力保障を図り、学習への自信を付ける中で、在籍学級への復帰をめざしていく。

本市では、児童生徒が真に生きる力を身に付け、自己実現を図っていく支援を行うため、

この特定事業を活用し、将来的な進路保障や社会性の伸長に向けて不登校への対応を総合的に推進していく。

6 構造改革特別区域計画の目標

社会不適応による成人後の引きこもりが、大きな問題となっている。成人後のひきこもり者の何割かが、不登校経験者であることを鑑みたとき、不登校生徒の中学卒業後を見据え、義務教育段階において必要な学習支援や社会適応にかかわる積極的な支援が必要である。そのために、生徒の学習の機会・場を拡大し、不登校生徒の個々の状況に応じた教育課程を編成し実施することで、本市の教育指針である「自信と誇りに結ぶ教育」を具体化し、不登校状態の改善を図る。同時に、将来の社会的自立を目指し、対人関係にかかわる能力や集団における社会性の育成、あるいは学ぶ意欲や学ぶ習慣を含んだ基礎的な学力の保障をめざす。

その中で、本市の他の不登校対策の諸施策との総体の中で、不登校の出現率の減少をめざす。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

不登校生徒を対象とした学習の機会・場として通級式分教室「ぎふ・学びの部屋」を設置することによって、次のような効果が想定される。

(1) 地域社会に有為な人材の育成及び不登校児童生徒の減少

不登校生徒に対して、社会的な自立を支援することにより、社会参加を達成し長期的な展望に立つ有為な人材の育成と、保護者の精神的ストレスを和らげるなどの保護者の支援が可能となる。

また中学卒業後の就学就労につながり、ひきこもりが解消されたり、高等学校での中途退学者の減少につながったりすることが見込まれる。平成17年度末には、中学校における出現率を3.00%以内に、平成20年度末には全国平均に達するようにする。

(2) 不登校に対する社会的認知の深化

現在の状況を見るに不登校への対応を、個の問題に帰したり学校の問題という狭い範囲内でとらえたりすることには、既に限界がある。地域社会の問題としてとらえ、広く対応を図っていく必要がある。本教室が設置されることにより、不登校にかかわる新たな対策が周知され、社会の問題として認知される。結果、不登校やひきこもり状態の児童生徒、あるいは成人に対して、同時に家庭を互いに支えあう地域社会でのかわりかかわりが積極的になり、社会的な課題に答えるとともに豊かな人間関係の醸成につながる。

(3) 不登校児童生徒対応の教育課程の全国への発信

不登校児童生徒の中には、適応指導教室で過ごしていたり、不登校状態ではないが、教室に入ることができず相談室・保健室で過ごしていたりするケースも多い。本教室

において、実践的に作成される教育課程は、こうした児童生徒にも有機的に働くとと思われる。

本教室から学校復帰を果たした事例やそのカリキュラムを、市内各学校に報告・紹介し、そうした生徒に応用することで、より精度の高いものとしていく。また、ホームページを利用して、全国的に発信していく。

8 特定事業の名称

803 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業

810 市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 文部科学省による研究開発学校の指定

現在、本特区申請に先行した形で、文部科学省より研究開発学校の指定を受け、岐阜市立藍川中・藍川東中学校において「分教室」の教育課程の作成が行われている。本特定事業は、そこで作成した教育課程や取組状況を十分に参考にしながら、行っていくものである。ただ分教室がすべての不登校生徒を視野に入れ、適応指導の内容も多く含むのに対し、本教室は前述のように対象をしぼり、通級という形でより学力補充に重点を置いていく。

(2) 適応指導教室「サルビア」の運営

不登校傾向の児童生徒の適応指導と、各種の教育相談活動を行うことを目的として、市内3箇所に設置している。7名の教育相談員により、子どもたちへの対応を図るとともに、専門のカウンセラーによるカウンセリングを行ったり、継続的に保護者の会を開催し指導助言を行ったりしている。また、サルビアを管轄する「少年センター」において、電話相談・来所相談も受け付け、いじめ・不登校など子どもの教育に関する悩みに対して、2名の相談員が相談援助活動を行っている。

(3) ほほえみ教育相談嘱託員事業

小学校・中学校における不登校問題の解決を図ることを目的として、ほほえみ教育相談員を学校に配置し、不登校児童生徒の家庭訪問やふれあい活動等を通して、学校復帰を支援する。

12名を採用し、市内中学校に配置して、巡回方式により他の中学や小学校の訪問活動も行っている。

(4)教育相談にかかわる教職員研修会の開催

年3回の教育相談主任会及び年8回の不登校対策研修会、その他夏季研修会を行い、教職員の教育相談にかかわる資質、技量の向上に努めている。

教育相談主任会では、岐阜市の不登校の現状や対策、学校における基本的な教育相談の在り方、軽度発達障害の理解と対応等の内容で行い、各学校への周知を図る。また不登校対策研修会や夏季研修会では、より個々の技量の向上をめざして内容を設定している。

(5)教育相談保護者の会の開催

適応指導教室サルビアの保護者会とは別に、サルビアに通所していない保護者に対しても、教育相談会を開いている。保護者の相談を受けると同時に学校や関係機関との関連を図っていくようにしている。

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

【別紙】

1 特定事業の名称

番号 803 「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

岐阜市立伊奈波中学校

3 当該規制の特別措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

実施主体 : 岐阜市

事業主体 : 岐阜市教育委員会

事業区域 : 岐阜市

実施期間 : 構造改革特別区域計画申請認可後から事業終了とされるまで

整備施設や内容

「ぎふ・学びの部屋」 平成16年度開設分の住所 岐阜市京町3丁目19番地

中央青少年会館内

対象者 市内中学校1～3年生

昨今、社会参加しない「ひきこもり」問題が取り上げられるが、社会人のひきこもり者の何割かが不登校経験者であることを考えたとき、この社会不適應の問題は、小中学校での早い段階からの対応が不可欠である。

本市ではこれまで不登校に対し、教育相談員の配置、適応指導教室サルビアの設置（3ヶ所）、教職員への講習や研修会の開催等諸施策を行ってきた。結果ここ最近では、不登校の増加は鈍化し横ばい状態が続いている。さらに効果をあげるため、不登校生徒が学校へ復帰する際の大きな障害と考えられる学力の遅れを補充し、学習に対する自信をもたせたり学ぶ意欲を育んだりするために、通級式分教室「ぎふ・学びの部屋」を3ヶ所設置する。

本教室においては、生徒一人一人の実態をとらえ、習熟度に応じた教科補充学習を柱とする教育課程の編成と実施により、学級復帰や社会的な自立を支援する。各学びの部屋は、学校以外の公共施設に設け、学びの部屋ごとに常勤講師1名及び非常勤講師2名を配置する。講師については、国語・数学・英語の免許保有者を採用し、それ以外の指導については、生徒や教育課程の実態に応じて、教育委員会内主事（教諭）や生徒の在籍校の教員が指導に当たるようにする。

本教室は、1つの学びの部屋あたり10人をめどとし、平成16年度はモデル的に1ヶ所に

1 教室を開設し、その後対象生徒の実態や通級の状況に応じ、1年ごとに1ヶ所（各1教室）ずつ増設する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 本教室の設置理由からみた通級対象者について

不登校への対応を図るとき、個々の児童生徒の状況をよくとらえ、例えば引きこもりの子には、家庭訪問や電子メールの活用による関係作り、外出が可能な子に対しては、適応指導教室によるエネルギーの構築、さらには学校の相談室での対応というように実態別システムをつくる必要がある。

本事業における通級式の「ぎふ・学びの部屋」は、不登校生徒を対象とした教室ではあるが、計画書で記したように、本教室がすべての不登校生徒に有効に働くとは限らない。そこで対象をしばり、心因的な問題により不登校が長期化している生徒や遊び・非行を理由とした不登校生徒ではなく、学習の遅れについて不安を持ち、かなりエネルギーはたまっていたが、学校復帰には至らない生徒。具体的には、学習の補充により不登校が解消しやすい状況にある週1~3日出席できたり生活のエネルギーがたまと登校できたりする生徒について、学校と連絡調整を図りながら指導を進めていく。

特に欠席が継続する生徒ではなく、学校へ行ったり休んだりという状況の子どもに対して、学力保障を重点とする。伊奈波中学校以外に在籍する生徒については、本教室に通級することとし、本人が学習に困った際、あるいは個別の学習が必要となった際に本教室を利用し、個別の教育課程に基づいて学習を進め、在籍校への学級復帰を支援する。

(2) 教育課程について

基本的な考え方

- ・学校教育法施行規則第53条及び54条及び54条の2によらず、不登校状態の改善の面から教育課程を編成する。学習指導要領に示す各教科の枠を超えて編成することや教科等の指導内容を部分的に指導しないことを可とする。
- ・個々の不登校生徒の状況に応じた弾力的な教育課程の編成を行う。
- ・教育課程については、上記通級対象者の状況をふまえ、「ぎふ・学びの部屋」単独で構成するのではなく、在籍校と連携し、学校で担える部分と「ぎふ・学びの部屋」で指導する部分を分けながら作成するようにする。
- ・本教室においては、憲法・教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の


目標を踏まえつつ、基礎的な学力の補充に重点を置く。

教育課程の内容

・生活や学習の時間・内容等についての選択性 ・適応指導教室では補えない個の学習ニーズへの対応・個別化	学習への自信・集団生活への自信を付けることを目的とし、2ユニット4分野での編成を行う。		
	ユニット	分野	内 容
	【学習への自信】	「学び」	<ul style="list-style-type: none"> 基本教科を中心とし、個々の実態をふまえつつ、自己選択を取り入れた学習内容の決定と実施 在籍校の学習を補充したり並行したりする内容
	【集団生活への自信】	「体験」	<ul style="list-style-type: none"> 行事や集団活動、奉仕活動や高齢者・未就学児との交流など社会貢献にかかわる体験 MT（Morning Time）での継続的な体験活動の位置づけ
		「表現」	<ul style="list-style-type: none"> 作品作り（個人作品・共同作品の製作） 集団生活につながるIT機器を利用した自己表現活動
「健康」		<ul style="list-style-type: none"> スポーツ レクリエーション 	

【ぎふ・学びの部屋 教育課程表】

ユニット	1 【学習への自信】	2 【集団生活への自信】					総時数
分野	学び(教科学習)	体験		表現		健康	
学習内容	学習指導要領によるところの教科学習 特に、国・数・英を中心とする	集団	奉仕	作品	相談	スポーツ レク	
【ステップA・B】							
学校復帰の準備段階としての個の実態に応じた教育課程(生徒の選択を尊重)							
ステップA	一部の教科を履修 350						560
ステップB	本教室のカリキュラムに沿っ	70		70		70	~

	て数教科を履修	525				735
【ステップC】						
学校復帰を強く意識した，学校の週時程に近い教育課程						
ステップC	学 び		表現	健康	525	
	 5領域の学習内容を，在籍校の学習に適応させていく					~
	本校の活動とリンク(本校の学習と並行して学習)					735

ぎふ 学びの部屋 中学校の教育課程表 (例)

	ステップA	ステップB	ステップC	週時数	年間時数
国語	ユニット1 【学習への自信】	国語	国語	3	105
数学		数学	数学	3	105
英語		英語	英語	3	105
社会	ユニット2 【集団生活への自信】	教科学習	教科学習	1	35
理科				/	/
音楽		ユニット2 【集団生活への自信】		/	/
美術				/	/
技術 家庭			健康	1	35
保健体育					
教育相談 道徳	教育相談 道徳 読書			1	35
学級活動	/	学級活動		/	/
選択	/	(選択)	選択	1	35
自主学習	(自主学習)	(自主学習)	自主学習	8	280
計	~560~	700~		21	735

・左記授業時数については 本教室のみの
ものとし これ以外に在籍校・学級での
学習が加算される。

- ・集団生活への自信を付けることを目的としたユニット2については，適応指導教室サルビアの活動との連携を図っていく。
- ・集団生活への自信を付けるユニット2については，音楽，美術，技術・家庭，保健体育の内容と関係を図るようにする。
- ・ステップA・Bにおける（ ）付けは，可能な場合は行うものとする。
- ・ステップCにおいては，個々の学力補充，学ぶ意欲の向上を図るため，「選択，自主学習」の時間を確保する。

個の実態に応じる指導方法の工夫

不登校の状況に応じ、一人一人が自らの現在を見つめ、入級の際に個々の目標を明確にし、分教室での学習・生活について、見通しを持ってその在り様を選択していく。

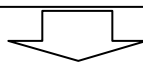
より弾力的に対応 学習・集団生活への適応状態に 個の実態をとらえ、	<ul style="list-style-type: none"> ・年間行事，週時程，日課等の個に応じた運用を行う。 ・個人履修状況表を作成する。 ・学習活動の個に応じた選択・運用を行う。 	
	ステップ A	ぎふ・学びの部屋に居場所を見出す段階
	ステップ B	ぎふ・学びの部屋で自ら学ぶ段階
	ステップ C	在籍学級への復帰を目指す段階

【ぎふ・学びの部屋日課表】(例)

9	10	11	12	1	2	3
	M T			健康 昼食		明日への会

それぞれの内容については下記の通りとする(例)

- ： 自分で決める時間(自主学习)
- MT: Morning Time 朝の活動(読書・栽培・今日のニュース・朝の会等)
- ： 学びの時間(教科学習)
- ： 学びの時間(教科学習)
- 昼食: 弁当を持参する。
- 健康: 集会室やグラウンドでの集団レクやスポーツ
- ： 体験・表現・健康の時間
- 明日への会: 今日一日の活動を振り返り，自己肯定感を高める時間
- ： 自分で決める時間(教科から選択して，個人履修。ITの活用)



不登校の状況に応じた日課の設定

<ステップA>

ぎふ・学びの部屋に居場所を見出す段階

1日3時間程度活動する子

個々の希望で学習・活動を決定

	M T				昼食	健康		
--	--------	--	--	--	----	----	--	--

<ステップB>

ぎふ・学びの部屋で自ら学ぶ段階

1日4時間程度活動する子

本教室教育課程への適応

	M T					昼食	健康			明日への会
--	--------	--	--	--	--	----	----	--	--	-------

<ステップC>

復帰をめざす段階

- ・学校生活を見据えた学習・活動をする子

	M T					昼食	健康			明日への会
--	--------	--	--	--	--	----	----	--	--	-------

在籍校以外の学校での生活，ぎふ・学びの部屋との併出席

MTと健康で1時間としてカウントする

【週時程 中学校 Bステップの例】

	月	火	水	木	金
9:00	(自主学習) MT	(自主学習) MT	(自主学習) MT	(自主学習) MT	(自主学習) MT
10:00	朝の会				
11:00	国語	数学	国語	数学	教科学習
12:00	数学	相談/道徳	英語	国語	英語
13:00	昼休み(昼食・休憩・教育相談・運動)				
14:00	教科学習	英語	ユニット2	ユニット2	ユニット2
15:00	明日への会				
16:00	(総合)	(自主学習)	(自主学習)	(自主学習)	(自主学習)

【週時程 中学校 Cステップの例】

	月	火	水	木	金
9:00	自主学習 (MT)	自主学習 (MT)	自主学習 (MT)	自主学習 (MT)	自主学習 (MT)
10:00	朝の会				
11:00	国語	英語	数学	数学	教科学習
12:00	数学	相談/道徳	英語	国語	英語
13:00	昼休み(昼食・休憩・教育相談・健康)				
14:00	選択	国語	表現	学校の学習への 参加時数	
15:00	明日への会				
16:00		自主学習	自主学習	自主学習	

昼休みの「健康」とMTで週1時間とカウントする。

自主学習の時間は、個々の願いに基づいて学力補充を図る時間、あるいは学校での学習に参加する時間とする。

【別紙】

1 特定事業の名称

番号 810 「市町村費負担教職員任用事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

岐阜市教育委員会

3 当該規制の特別措置の適用の開始日

特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

実施主体 : 岐阜市

事業主体 : 岐阜市教育委員会

事業区域 : 岐阜市

実施期間 : 構造改革特別区域計画申請認可後から事業終了とされるまで

整備施設等 : 「ぎふ・学びの部屋」における市費負担教員 1名

5 当該規制の特例措置の内容

本市の総合的な不登校対策として新たに設置する不登校生徒の社会的自立を支援する、学びの場としての「ぎふ・学びの部屋」において、市費負担教員を学習活動等の支援のため配置するものである。

教員の任用にあたっては、中学校の教職免許状を有する「常勤講師」を配置し、分教室担任とする。このことにより、適応指導教室とは異なり、学習を継続的かつ系統的に行うことができるようになり、個々の生徒の学力保障を可能とする。また非常勤講師も配置することにより、より一人一人に対応ができ、学習については、個々の実態に応じた弾力化した教育課程で行うことができる。その結果、不登校生徒が自信をもちたり自己有用感を感じたりして、在籍する学校・学級復帰に向かうケースが増えることが考えられる。あるいは、将来を見ずして自分の生活を切りひらいていく力を付けることも可能になると考えられる。

一教室につき、常勤講師1名、非常勤講師2名を配置することとし、教室の設置については、子どもの通級の状況をふまえつつ、3年をかけて年度ごとに一教室ずつ増設していく。

なお、採用に際し免許教科に配慮するとともに、免許外の指導については生徒や教育課程の実態に応じて、教育委員会内主事（教員免許保有）や生徒の在籍校の職員が指導に当たるよう連携をとる。